

議第33号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

別表第2 青果部の項中「並びに野菜及び果実のうち別に定めるもの」を削る。

別表第3 青果部の項中「長だいこん（加工用のものを除く。）並びに野菜及び」を削る。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市中央卸売市場第一市場において行う卸売に係る物品の売買取引の方法を変更する必要があるので提案する。